

高知県園芸品販売拡大協議会負担金交付要綱 新旧対照表

(新)				(旧)			
<p>(趣旨) 第1条～第14条 (略)</p> <p>附則 1～2 (略)</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和2年6月3日から施行する。</u></p> <p>別表 (第3条関係)</p>				<p>(趣旨) 第1条～第14条 (略)</p> <p>附則 1～2 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p>			
負担対象経費	節区分	内容	負担率	負担対象経費	節区分	内容	負担率
1～5 (略)	(略)	(略)	2分の1以内 <u>※ただし、経済情勢の大きな変動等の事由により、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u>	1～5 (略)	(略)	(略)	2分の1以内